

令和8年2月3日
生活文化政策部
文化・国際課

世田谷区立世田谷区民会館への指定管理者候補者の選定について

1 主旨

令和9年度当初より、サービスの向上・経費を含めた効率的運用を図るため、世田谷区立世田谷区民会館に指定管理者制度を導入することとする。

また、同制度の導入にあたり、世田谷区立区民会館条例（以下「条例」という。）に基づき、指定管理者の候補者の選定方法について審議し、選定を行う。

2 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立世田谷区民会館
- (2) 所在地 世田谷区世田谷四丁目21番27号

3 指定期間

5年間（令和9年4月1日～令和14年3月31日）

4 選定体制

(1) 選定委員会

世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会（以下、「選定委員会」という）で審議のうえ、選定する。

(2) 選定委員会の所掌及び構成

指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果については、報告書を作成し、速やかに区長に報告する。委員構成は、学識経験者を含む外部委員5名と区職員3名とする。

区分	氏名	役職・所属等	備考
外部委員	境 新一	成城大学経済学部教授	学識経験者
	塩田 尚人	健康文化研究所代表	
	垣内 恵美子	政策研究大学院大学名誉教授	
	千葉 栄樹	東京税理士会玉川支部	税理士
	岩波 桂三	砧地域町会・自治会連合会会長	区民代表
内部委員	菅井 英樹	地域行政部長	区職員
	三浦 与英	世田谷総合支所長	
	渡邊 謙吉	生活文化政策部長	

5 指定管理者制度導入の理由

世田谷区立世田谷区民会館は、改修前は指定管理者での運営を行っていた。隣接する東棟2期竣工まで工事に伴う騒音の影響により、指定管理者による運営が困難であると懸念されたことから、現在は、暫定的に業務委託による維持管理運営を行ってい

る。

今後、令和8年9月の2期工事竣工に伴い、11月には区民利用・交流拠点施設も開館し、区民会館を含め東棟が本格稼働することから、次年度の令和9年度当初より、サービスの向上・経費を含めた効率的運用を図るため、指定管理者制度を導入することとする。

導入後は、新たな文化・芸術の拠点として、民間事業者のノウハウを活かした世田谷区立世田谷区民会館主催の文化事業の開催など、区民が文化・芸術に触れる機会の充実に向けた事業運営を図っていく。

具体的にはこれまでの施設の維持管理及び貸館業務に加え、文化・芸術施設として施設主催公演のほか、新たに加わるラウンジを施設として条例に位置づけたため、カフェ運営・音楽イベント等を実施していく。

6 選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会における審議結果を踏まえ、条例第7条の規定に基づき、指定管理者の候補者を公募により選定する。

(2) 選定基準

条例第7条第3項各号に定める選定基準に基づき選定を行う。

- ①区民会館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
- ②区民会館の効用を最大限に発揮させることができること。
- ③区民会館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

7 今後のスケジュール（予定）

令和8年 9月	区民生活常任委員会報告（指定管理者候補者の選定） 第3回区議会定例会議案提出（指定管理者の指定）
令和9年 4月	指定管理者による運営開始